平成２２年（フ）第９２２６号
大阪府東大阪市高井田元町１丁目２番11号アーバン永和105号
債務者　木村　智美（旧姓吉山）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６２号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字平舘根岸山居38番地１
債務者　北川　美香
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７４号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜133番地１
債務者　津嶋　泰仁
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７５号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜133番地１
債務者　津嶋　直美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９２号
青森市奥野２丁目13番20号　ハッピーライフ美銀
債務者　大池　政美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
栃木県小山市東城南１丁目11番地13　ＹＮハイツＣ103
債務者　名坂　和芳
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１１８０号
福岡市中央区天神３丁目14番31号　天神リンデンビル６階
破産者　株式会社地域総合プランニング研究所
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３１１号
福岡市中央区地行２丁目10番20号
破産者　株式会社明和エンジニアリング
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４９０号
福岡市東区名島２丁目35番28号
破産者　有限会社代行コンサルタントサービス
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７２６号
北海道千歳市日の出５丁目10番３号
破産者　株式会社リフォームハウス・プラザ
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２７号
栃木県鹿沼市下材木町1364番地
破産者　松田土建株式会社
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５２号
栃木県鹿沼市下材木町1364番地５
破産者　松田　武志
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９４号
栃木県宇都宮市清原台６丁目８番７号
破産者　株式会社サンスプリングス
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９５号
栃木県宇都宮市清原台５丁目15番10号
破産者　有限会社ピースライフ
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６５８号
栃木県鹿沼市加園７番地１
破産者　齋藤　悦子
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０号
栃木県大田原市美原１丁目３番12号　美原コーポＡ―102号
破産者　山口　正好
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第８４６号
東京都武蔵野市中町３丁目21番５号ハイツベルゾーネ
破産者　笠原　俊介
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７３号
新潟市中央区南笹口１丁目15番27号
破産者　合資会社フォルテ研究所
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部